



B型・C型ウイルス性

肝炎定期検査助成のすすめ

定期検査を受けた際の
支払いが、一部もしくは全部が
戻る制度があります

申請は年2回まで

肝炎治療後も、定期検査が必要です。
専門医療機関での定期的な
フォローアップにより、
重症化予防、早期治療に繋げて
いくことが目的です。



対象となる検査



対象となる項目の
血液検査



エコー検査

または



CT・MRI 検査

肝硬変・
肝がんの人
のみ

中面も
チェック

CHECK!

以下、すべてにあてはまる方が対象です。

- ☐ 佐賀県内に住民登録をしている方
- ☐ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の方
(治療後の経過観察を含む) ※無症候性キャリアの方は対象外です
- ☐ 現在ウイルス性肝炎治療費助成を受けていない方
- ☐ 2 次以上の登録医療機関で検査を受けられた方
- ☐ 以下の①～⑥について同意を得られる方
 - ① 定期検査を受診したことが県および市町へ情報提供されること
 - ② 受診状況や治療内容を確認する調査票の送付や電話連絡等がある場合があること
 - ③ 肝疾患についての相談会や講習会の案内を送る場合があること
 - ④ 佐賀県内に住民登録があるか確認する場合があること
 - ⑤ 匿名化の上、佐賀県肝疾患データベース登録されること
 - ⑥ 病状について医療機関に問合せをする場合があること

【以下のことに注意してください】

注意 1

一連の検査が同一医療機関でひと月以内であれば一回分として申請できます。
ただし、医師の判断により、検査項目の増減、追加の検査が実施される場合もあります。

注意 2

保険適用外の検査については助成の対象外となります。

注意 3

診断書作成・文書取得には費用がかかる場合があります。事前に医療機関に確認してください。

注意 4

医師の診断書作成料は助成の対象には含まれません。



B型・C型ウイルス性

肝炎定期検査助成のすすめ

定期検査を受けた際の
支払いが、一部もしくは全部が
戻る制度があります
申請は年2回まで

肝炎治療後も、定期検査が必要です。
専門医療機関での定期的な
フォローアップにより、
重症化予防、早期治療に繋げて
いくことが目的です。



申請スタート

病院で検査を受ける



または



医師の診察時

健康増進ノート ①
をもらい、必要事項を
記入してもらう

※助成金の申請の際に必要なものです。



健康増進ノート
をください



会計時

お金を支払い、
領収書 ②、**診療明細書** ③
をもらう

※助成金の申請の際に必要なものです。



診療明細書と
領収書をください



県の制度を利用

すべての方が利用可能

検査金額**上限5,000円**まで県が負担

課税額によって 自己負担額がかわる 国の制度を利用

非課税世帯

病状にかかわらず

自己負担

0円

住民税課税額（所得割）
235,000円未満の世帯

肝硬変・肝がん

慢性肝炎

自己負担

3,000円

自己負担

2,000円

申請に必要なものを準備する

チェック

書類は全部揃いましたか？

- ☐ ①健康増進ノート
(もしくは医師の診断書でも可)
- ☐ ②領収書(原本)
- ☐ ③診療明細書(原本)
- ☐ ④通帳

申請に必要なものを準備する

役所・役場



住民税の課税証明書(⑤)、
住民票(⑥)をもらう

課税証明書

住民票

※書類作成取得にかかる費用は、別途自己負担となります。
※同一年度内に治療費助成を申請された方は省略できる
場合があります。詳しくは保健福祉事務所、もしくは
肝炎医療コーディネーターまで。

チェック

書類は全部揃いましたか？

- ☐ ①健康増進ノート
(もしくは医師からの診断書でも可)
- ☐ ②領収書(原本)
- ☐ ③診療明細書(原本)
- ☐ ④通帳
- ☐ ⑤世帯全員の住民税の課税証明書(年度内1通で可)
- ☐ ⑥世帯全員の住民票(年度内1通で可)

ワンポイント!

助成は年度内に2回までです。
申請は随時受け付けて
いますので、
お早目の申請を
おすすめします。



保健福祉事務所に申請

保健所



管轄の保健福祉事務所に必要書類を持参し、
申請書を書いて手続きをする。

口座に入金



後で申請書に記載した口座に振り込まれます。

※ATMの操作はありません! 振り込め詐欺等にはご注意ください※

●書類を持参し手続きする場合の保健福祉事務所一覧

お住いの地域	管轄の保健福祉事務所	お問合せ先
佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 健康指導担当	0952-30-1905
鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町	鳥栖保健福祉事務所 健康推進担当	0942-83-3579
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 健康推進担当	0955-73-4186
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 健康推進担当	0955-23-5186
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所 健康推進担当	0954-22-2104

●書類を郵送で手続きする場合

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
佐賀県 がん撲滅特別対策室

TEL:0952-25-7491

●申請期間

検査を受けた年度内に申請してください。

3月31日までに申請の手続きを行わないと請求できなくなります。

郵送の場合は3月31日当日消印有効

ただし、3月16日～3月31日受診分については、翌年度4月10日まで申請できます。

お問い合わせ先

その他
ご不明な
点は

佐賀大学医学部附属病院 肝臓なんでも相談窓口

0952-34-3731 平日10:00～16:00
相談料無料、通話料はかかります